

## 人と地域がつながるプラットフォームかまくら一般団体入会規則

### (目的)

第1条 この規則は、人と地域がつながるプラットフォームかまくら(以下「本会」という。)規約第6条及び第8条の規定に基づき、本会の一般団体としての会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会基準及び手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする団体等からは、別紙1(入会申込書)の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。

(1) 団体等の本会における活動が孤独・孤立対策の推進に関連があること。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 営利を目的とする活動

オ 特定の個人又は団体が利益を受ける活動

カ 公序良俗に反する活動

(2) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

4 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社、任意団体、学校等とし、個人での入会は認めない。

### (会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 本会の会員は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく別紙2(変更届)を事務局に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、原則、会員同士で共有されるところに、公開されるものとする。

### (退会事由及び手続)

第4条 会員は、別紙3(退会届)を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 本会規約第8条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて会員名簿の登録

を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、軽微な内容を除き幹事会の合議をもって行う。

附則

この規程は、令和6年11月26日から施行する。